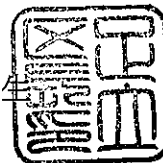


令和6年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、令和6年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

令和6年1月10日

足立区長 近藤 弥生



1 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する契約に係る労働報酬下限額

(1) 職種別労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

NO.	職 種	下限額	NO.	職 種	下限額
1	特殊作業員	3, 005	27	普通船員	2, 982
2	普通作業員	2, 690	28	潜水士	5, 097
3	軽作業員	1, 890	29	潜水連絡員	3, 702
4	造園工	2, 678	30	潜水送気員	3, 600
5	法面工	3, 410	31	山林砂防工	3, 263
6	とび工	3, 365	32	軌道工	5, 862
7	石工	3, 330	33	型わく工	3, 095
8	ブロック工	3, 105	34	大工	3, 105
9	電工	3, 240	35	左官	3, 320
10	鉄筋工	3, 263	36	配管工	2, 892
11	鉄骨工	2, 982	37	はつり工	3, 072
12	塗装工	3, 522	38	防水工	3, 690
13	溶接工	3, 645	39	板金工	3, 455
14	運転手（特殊）	3, 117	40	タイル工	2, 862
15	運転手（一般）	2, 520	41	サッシ工	3, 263
16	潜かん工	3, 612	42	屋根ふき工	2, 079
17	潜かん世話役	4, 490	43	内装工	3, 353
18	さく岩工	3, 825	44	ガラス工	3, 230
19	トンネル特殊工	3, 488	45	建具工	3, 043
20	トンネル作業員	3, 027	46	ダクト工	2, 915
21	トンネル世話役	4, 107	47	保温工	2, 825
22	橋りょう特殊工	3, 545	48	建築ブロック工	2, 952
23	橋りょう塗装工	3, 522	49	設備機械工	2, 858
24	橋りょう世話役	4, 152	50	交通誘導警備員A	2, 015
25	土木一般世話役	3, 252	51	交通誘導警備員B	1, 745
26	高級船員	3, 758			

※ ただし、令和5年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- (2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

労働報酬下限額	1, 5 1 2
---------	----------

※ ただし、令和5年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- 2 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する契約に係る労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

労働報酬下限額	1, 2 1 9
---------	----------

※ 令和5年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額についても同額とする。

- 3 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

- (1) 足立区内に存する施設

〔単位：円（1時間当たり）〕

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	有資格者の保育士	1, 3 1 9
2	有資格者の保育士以外の職種	1, 2 1 9

※ 令和5年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、東京都の最低賃金額とする。

- (2) 足立区外に存する施設

〔単位：円（1時間当たり）〕

NO.	施設名称	労働報酬下限額
1	足立区日光林間学園	9 9 1
2	足立区鋸南自然の家	1, 0 3 3

※ 年度途中に各施設が所在する県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とする。

※ 令和5年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。